

ID: 239

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 第8条第1項		
例規番号	平成21年 条例第15号		
<p>【根拠条文】 (分担金の賦課) 第八条 管理者は、第四条の告示の日現在における当該告示のあった徴収区域内の土地に係る受益者ごとに、前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 ただし、国又は地方公共団体が公共の用(道路、公園及び河川等)に供し、又は供することを予定している土地については、賦課しないものとする。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第7条の規定による。 (分担金の額) 第七条 受益者が納付すべき分担金の額は、当該受益者が前条の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で当該告示がなされた徴収区域内のもの面積に、一平方メートル当たりの分担金額を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 一平方メートル当たりの分担金額は、四百十七円とする。</p> <p>3 分担金額の算定基準となる土地の面積は、公簿によるものとする。ただし、これにより難いと管理者が認めるときは、実測により求められた面積を算定に用いることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日